

第 9 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和8年3月12日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 9 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和8年3月12日（木曜日）

午前9時59分開議

午後0時4分閉会

本日の会議に付した事件

議案第46号 令和8年度熊本県一般会計予算

議案第49号 令和8年度熊本県収入証紙特別会計予算

議案第57号 令和8年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

議案第60号 令和8年度熊本県公債管理特別会計予算

議案第67号 熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 熊本県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 熊本県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

第議案76号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 熊本県税条例の一部を改正す

る条例の制定について

議案第95号 包括外部監査契約の締結について

議案第96号 特定事業契約の締結について
閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①沖縄県からの避難住民受入れ基本要領(中間整理)(案)について

②熊本県外国人材との共生推進アクションプランの策定について

③台湾への職員派遣について

④特定地域（過疎、山村、半島）の振興に係る方針及び計画の策定について

⑤阿蘇くまもと空港ライナーについて

⑥熊本県地域公共交通計画の改訂について

⑦緑の流域治水の推進と球磨川流域の創造的復興について

令和7年度総務常任委員会における取組の成果について

出席委員(8人)

委員長 中村 亮彦

副委員長 前田 敬介

委員 池田 和貴

委員 西 聖一

委員 湧上 陽一

委員 増永 慎一郎

委員 橋口 海平

委員 堤 泰之

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 深川 元樹

政策審議監 阿南 周造

危機管理監 鳥 井 薫 順
 国際・くまモン局長 櫛 本 麻 理
 政策調整監 中 川 太 介
 秘書課長 田 浦 貴 久
 広報課長 大 谷 智 子
 危機管理防災課長 井 上 雄一朗
 国際課長 吉 仲 範 恭
 くまモン課長 山 田 崇
 総務部
 部 長 千 田 真 寿
 理事兼県央広域本部長
 兼市町村・税務局長 橋 本 誠 也
 総括審議員兼政策審議監 坂 野 定 則
 総務私学局長 工 藤 晃
 人事課長 寺 本 和 央
 首席審議員兼財政課長 元 田 啓 介
 県政情報文書課長 大 石 顕 寛
 総務厚生課長 帆 足 朋 和
 財産経営課長 有 田 知 樹
 私学振興課長 松 村 加奈子
 首席審議員兼市町村課長 藤 由 誠
 消防保安課長 楠 ゆみ子
 税務課長 内 村 秀 之
 企画振興部
 部 長 富 永 隼 行
 理 事
 （デジタル戦略担当）
 兼デジタル戦略局長 阪 本 清 貴
 理 事
 （球磨川流域復興担当）
 兼球磨川流域復興局長 府 高 隆
 総括審議員兼政策審議監
 兼地域振興
 ・世界遺産推進局長 柴 田 英 伸
 交通政策・統計局長 坂 本 弘 道
 土木技術審議監 有 働 人 志
 首席審議員兼企画課長 受 島 章太郎
 首席審議員
 兼地域振興課長 若 杉 久 生
 阿蘇草原再生

・世界遺産推進課長 吉 田 二 浩
 交通政策課長 牧 野 記 大
 空港アクセス鉄道
 整備推進課長 宮 原 尚 孝
 統計調査課長 上 野 成 也
 デジタル戦略推進課長 大 村 克 行
 システム改革課長 四方田 亨 二
 球磨川流域復興局政策監 甲 斐 奈美枝
 出納局
 会計管理者兼出納局長 野 中 眞 治
 会計課長 小 夏 香
 管理調達課長 阿 南 秀 二
 人事委員会事務局
 局 長 城 内 智 昭
 公務員課長 森 亮 子
 監査委員事務局
 局 長 井 藤 和 哉
 監査監 石 井 利 幸
 監査監 天 野 誠 史
 監査監 二 宮 守
 議会事務局
 局 長 波 村 多 門
 次長兼総務課長 鈴 和 幸
 議事課長 下 崎 浩 一
 政務調査課長 坂 本 誠 也

事務局職員出席者

議事課課長補佐 吉 村 修 一
 政務調査課主幹 時 吉 啓 通

午前9時59分開議

○中村亮彦委員長 ただいまから第9回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、総務部長から総括説明をお願いします。

千田総務部長。

○千田総務部長 おはようございます。

今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

令和8年度当初予算につきましては、優先して取り組むべきものとして、災害からの復旧、復興とくまもと新時代共創基本方針に基づく人材の育成、確保、次世代の育成、共生社会の実現の取組等を中心に編成し、一般会計の総額は、過去最大となる9,353億円余を計上しております。

このほか、条例改正などにつきましても、併せて提案させていただいております。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては担当課長から、それぞれ説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中村亮彦委員長 次に、財政課長から、今回の当初予算の概要等について説明をお願いします。

○元田財政課長 財政課でございます。

それでは、令和8年度当初予算の総務常任委員会説明資料をお願いいたします。

1ページでございます。

令和8年度当初予算の概要でございます。

まず、Ⅰ番、予算編成の基本的な考え方でございます。

冒頭、総務部長の御挨拶もありましたけれども、8年度当初予算につきましては、優先して取り組むべきものとして、令和7年8月

豪雨をはじめとする過去の災害からの復旧、復興、また、くまもと新時代共創基本方針に基づく人材の育成、確保、次世代の育成、共生社会の実現、この柱に基づきまして編成作業を行ったところでございます。

今の項目につきましては、所要額での要求を認めていただいたところでございます。

それを踏まえまして、Ⅱ番、当初予算の規模でございます。

こちら、先ほどの御挨拶ありましたとおり、過去最大になりますけれども、9,353億3,600万円を計上してございます。対前年度比で見ますと、905億3,900万円、率にしますと10.7%の増額となっております。

下の棒グラフを御覧いただきますと、過去最大と、一番高い高さになってございます。

この要因につきましては、これも定例会の中で総務部長答弁でもお答えしておりますけれども、人件費や市町村に交付する税交付金などの義務的な経費の増、また、令和7年8月豪雨からの復旧を中心とする災害復旧費の増、学校給食・高校授業料無償化や地域未来基金費の積立てなど国の施策に伴う増、このおおむね3つの要因による増額と認識してございます。

下、2ページです。

Ⅲ、当初予算の特色でございます。

今申し上げました基本的な考え方に沿いまして、まず1番、災害からの復旧、復興に540億2,300万円、2番、くまもと新時代共創総合戦略の推進に必要な新たな取組、3つの柱に基づきまして40億1,300万円を計上しております。

参考として、過去の災害の累計額等を載せてございます。

まず、熊本地震への対応は、今年度2月補正予算までの累計予算額は1兆832億円、来年度当初予算では88億円でございます。

また、右側、令和2年7月豪雨災害では、累計額が3,260億、8年度当初予算では121億

計上しております。

下、令和7年8月豪雨災害の対応につきましては、累計額としまして545億円、これは、専決等を含めまして660億ほど計上しておりましたが、2月補正で一旦減額しているものでございます。改めまして8年度当初予算で330億円計上しているものでございます。

3ページをお願いいたします。

今御説明申し上げた一般会計のほか、令和8年度当初予算につきましては、15の特別会計、その下、4ページ、5つの企業会計がございます。これら、一般会計をはじめまして特別会計、企業会計につきましては、各所管の常任委員会で御審議いただくものでございます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

8年度当初予算のまず歳入でございます。頭が当然10.7%伸びておりますので、いずれの項目も当然増額になっているものが多くございますけれども、特に4番、地方特例交付金につきましては、軽油引取税の暫定税率の廃止に伴いまして、その差額分につきましても特例交付金で交付される関係で、大きく伸びているものでございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

こちらは歳出でございます。

こちら、いずれの項目も伸びているものが多くなっておりますけれども、一般行政経費のその他、24.9%の増になっておりますが、こちらは、地方消費税交付金等の増額によるものでございます。

また、下、8ページ、2番、投資的経費の(2)災害復旧事業費につきましては、令和7年8月豪雨の影響等ございまして、104.7%の増額となっているものでございます。

8年度当初予算の概要につきましては以上でございます。

○中村亮彦委員長 引き続き、担当課長から

議案について説明をお願いします。

まず、人事課長に各課共通の職員給与費について説明を求めた後、関係課長等から、職員給与費以外の項目について、資料に従い順次説明をお願いします。

○寺本人事課長 人事課でございます。

18ページをお願いいたします。

職員給与費につきまして、一括して人事課の例で御説明いたします。

上段の一般管理費、説明欄、職員給与費の(1)は、令和8年度における人事課の職員給与費でございまして、令和8年1月1日現在の人事課職員の給与費から積算したものでございます。

各課の職員給与費につきましても同様の方法で積算し計上しておりますので、各課からの説明は省略させていただきます。

説明は以上です。

○中川政策調整監 知事公室付でございます。

10ページをお願いいたします。

2段目の計画調査費について、右側の説明欄を御覧ください。

内訳は、県政の総合調整に要する経費や知事の特命事項、県政の重要課題等への対応に要する経費等でございます。

知事公室付は以上です。

○田浦秘書課長 秘書課でございます。

同じく10ページの下段をお願いいたします。

一般管理費につきまして、右側の説明欄の2、庁費は、二役の活動費を含む秘書課の管理運営に要する経費及び二役秘書の事務委託に要する経費でございます。

秘書課は以上でございます。

○大谷広報課長 広報課でございます。

11ページをお願いいたします。

2段目の広報費につきまして、説明欄を御覧ください。

1の広報事業費は、新聞、テレビ、ラジオ、広報紙、SNS等を活用し、県の重要な施策等を県内外へ発信する経費、首都圏や海外で熊本のイメージアップ広報を展開するための経費、また、市町村派遣職員の人件費負担金に要する経費でございます。

2の広聴事業費は、知事が県民と直接対話を行うお出かけ知事室等に要する経費でございます。

広報課は以上です。

○井上危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

12ページをお願いいたします。

2段落目の防災総務費について、右側の説明欄を御覧ください。

2、防災対策費のうち、(3)地域防災力強化事業は、自主防災組織を担う地域防災リーダーの育成や活動支援員による支援等に要する経費、(5)九州広域防災拠点強化整備事業は、南海トラフ地震を想定した広域応援訓練の実施等に要する経費、(7)の熊本地震追悼・復興祈念事業は、熊本地震の合同追悼式等の開催に要する経費でございます。

13ページをお願いいたします。

(11)の防災センター展示・学習室運営事業は、県庁防災センター1階の展示・学習室の運営等に要する経費でございます。

なお、課の合計欄の予算総額で、前年度比である令和7年度比7億3,800万円余の減額となっております。

その主な要因は、数年間かけて取り組んでおりました防災行政無線設備と衛星通信設備の整備に係る予算の計上が令和7年度をもって終了したことによるものでございます。

危機管理防災課は以上です。

○吉仲国際課長 国際課です。

一般管理費は、職員給与費と局全体に係る調整及び局長室運営に係る経費でございます。

続いて、諸費のうち、2、国際交流推進費につきましては、姉妹友好提携先との交流や通訳等に要する経費などがございます。

(6)は、令和8年度に友好交流10周年を迎える台湾・高雄市との周年記念事業に要する経費でございます。

15ページをお願いします。

(3)熊本県多文化共生支援事業につきましては、熊本県外国人サポートセンターの運営等に係る費用でございます。

続いて、商業総務費のうち、貿易振興費、(1)、(3)、(4)は、それぞれ、上海事務所、香港事務所、シンガポールにあるアジア事務所の3つの海外事務所の運営に係る経費でございます。

また、(2)、(5)、(7)は、台湾関連の事業で、特に(7)は、後ほどその他報告で御説明させていただきますが、来年度からの台湾への職員派遣に要する経費を計上しています。

このほか、(6)は、知事の海外戦略トップセールスに要する経費でございます。

国際課は以上です。

○山田くまモン課長 くまモン課でございます。

16ページをお願いいたします。

上段、計画調査費について、説明欄を御覧ください。

(1)くまモンのイラスト利用許諾等の管理業務、(2)くまモンを活用した県内プロモーション、SNSによる情報発信に要する経費を計上しております。

続きまして、下段、商業総務費です。

2、物産振興費につきましては、くまモン隊の活動に要する経費、くまモンスクエアの管理運営費、国内外におけるプロモーション

に要する経費等を計上しております。

3、くまモン活躍基金積立金につきましては、くまモン活躍基金条例に基づく基金積立てに要する経費でございます。

くまモン課は以上です。

○寺本人事課長 人事課でございます。

18ページをお願いいたします。

上段の一般管理費、説明欄、(2)の時間外勤務手当等保留分は、年度途中で災害などにより業務量が増加したときに備えて、人事課で知事部局分の時間外勤務手当の保留分を一括して計上しているものでございます。

下段の人事管理費、説明欄2、人事管理費の(4)障がい者チャレンジ雇用事業は、障害のある会計年度任用職員等の任用に係る経費でございます。

(9)人事給与システム等再構築事業は、運用開始から30年以上経過する人事給与システムについて、令和6年度から9年度にかけて、事務の効率化、省力化につなげる次期システムの開発に取り組むこととしておりまして、令和8年度の委託料として所要額を計上しております。

3の退職手当は、知事部局職員の退職手当所要額を計上しております。

中ほどにあります人事管理費の比較欄を御覧いただきますと、前年度よりも10億3,200万円余の増額となっております。

これは、令和7年度は定年年齢が62歳に引き上がるため、定年退職がない年でございますけれども、令和8年度は62歳で定年を迎える職員が発生するため、その分の退職手当が増となることが主な要因でございます。

人事課は以上です。

○元田財政課長 財政課でございます。

19ページをお願いいたします。

まず、上段、一般管理費の中の説明欄2、庁費の管理運営費につきましては、こちら

は、知事部局職員等の異動に伴います赴任旅費を一括計上しているものでございます。

2段目、財政管理費につきましては、説明欄を御覧いただきますと、3番、4番、5番、7番につきましては、預金利息の積立てでございますけれども、2番、財政調整基金積立金100億計上してございます。

こちらは、令和8年度に限りまして、普通交付税で配分をされます地域未来基金費を積み立てるものでございます。

また、6番、県債管理基金積立金につきましては、臨時財政対策の償還財源54億円、また、人件費の増額分につきます28億円等の積立てを行うものでございます。

3段目から元金、利子、20ページの公債諸費ございまして、こちらは一般会計でございますけれども、合わせまして20ページの下段、公債管理特別会計にも同じく元金、利子、公債諸費がございまして。

一般会計につきましては、説明欄を御覧いただきますと、(1)の財政支出金等の公的資金、また、銀行等引受債の償還を一般会計で行います。

また、20ページ、下段の特別会計におきましては、説明欄、市場公募債、また、銀行等引受債の借換債につきましては、特会のほうで管理をしている関係で併記をしているものでございます。

また、一般会計から特別会計に繰り出しを行って対応するものでございます。

順番が前後して恐縮ですが、20ページの上段の一般会計の2段目、予備費でございます。

説明欄、予備費とのみ書いております。

こちらにつきましては、従来2億円を計上してございますけれども、今回2億円を増額して4億円としてございます。

こちらにつきましては、最低賃金の改定に伴う労務費の増などによりまして、変更契約に必要な額を措置するものでございます。

令和8年度からの契約につきましては、既に各事業の中で増額分を計上しておりますけれども、複数年契約等に伴いまして、期中に判明する分につきましては、予備費で対応するというものでございます。

21ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

地方債証券の共同発行によって生じる連帯債務でございます。

こちらにつきましては、共同発行市場公募債を道府県また政令市等43団体で共同発行してございますけれども、万が一のデフォルト等が生じた場合に備えまして、団体全てで連帯債務を負うものでございます。元金1兆1,750億円につきまして、その利息に相当する額まで含めまして債務を設定するものでございます。

財政課は以上でございます。

○大石県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

22ページをお願いいたします。

2段目の文書費につきまして、説明欄を御覧ください。

1の文書事務費は、(1)文書関係事務、(2)情報公開・個人情報保護事務等に係る事務費でございます。

3段目の諸費は、県出身者向けの東京の学生寮、有斐学舎に対する運営費助成でございます。

23ページをお願いします。

大学費につきまして、説明欄を御覧ください。

(1)は、県立大学に対する通常分の運営費交付金でございます。

(3)は、国の制度に基づく県立大学における授業料等の減免に係る交付金、(4)は、国際交流の推進に係る交付金でございます。

(5)の大規模修繕費は、県立大学の校舎の老朽化した屋根や昇降機等の修繕等に係る交

付金でございます。

(6)半導体関連人材育成環境整備は、県立大学において現在認可申請中の令和9年度に予定する半導体学部(仮称)の設置準備のために採用する教員の人件費や教育研究に係る設備、備品の導入経費等でございます。

県政情報文書課は以上です。

○帆足総務厚生課長 総務厚生課でございます。

24ページをお願いいたします。

まず、一般管理費でございますが、説明欄2、庁費の共済組合事業は、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合への負担金でございます。

次に、中段の人事管理費でございます。

説明欄1の人事管理費のうち、(1)の総務事務集中化運営費は、庶務事務の集中処理に係る人件費及び事務費、(2)の庶務事務システム等運用は、システムの保守管理、機器リースなどに要する経費でございます。

2の職員福利厚生費のうち、(1)の職員の健康管理費等は、職員の健康診断や人間ドックなどに要する経費、(2)の職員住宅管理費は、職員住宅の維持管理に要する経費でございます。

総務厚生課は以上です。

○有田財産経営課長 財産経営課でございます。

資料、25ページをお願いします。

2段目の財産管理費です。

1、財産管理費のうち、(2)の市町村交付金は、職員住宅など国有の貸付財産等が所在する市町村への固定資産税に代わる交付金でございます。

説明欄3、庁舎等管理費は、県庁舎や地域振興局等の庁舎管理や設備改修等に要する経費でございます。

26ページをお願いいたします。

説明欄4、財産利活用推進費のうち、(2) FM、ファシリティーマネジメント推進県有施設集約化事業は、宇城総合庁舎への宇城保健所の集約化、熊本総合庁舎跡地等県有財産の有効な利活用及び庁舎等建築物の長寿命化対策の推進に要する経費でございます。

下段をお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

いずれも、県庁舎の設備改修に伴い、令和8年度事業を令和9年度まで、あるいは令和10年度まで続けて実施する必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

財産経営課は以上です。

○松村私学振興課長 私学振興課でございます。

27ページをお願いします。

上段の諸費は、宗教法人の指導及び調査事務費でございます。

下段の私学振興費でございますが、説明欄の4、私学振興助成費につきましては、(1)は私立学校の経常的経費に対する助成、新規の(2)は、いじめ、不登校の諸課題に対応するため、スクールソーシャルワーカー活用の補助に加え、法律や福祉の専門家への相談活動等を実施し、私立学校への支援を行うものです。

(3)、(4)の事業は、いわゆる高校無償化への対応になります。授業料負担を軽減する就学支援金、授業料以外の教育費負担を軽減する奨学のための給付金の支給です。

(5)は、私立専門学校の授業料等の減免への支援です。

28ページの新規、(6)の事業は、専修学校等の人材育成及び魅力発信の取組に対する支援を行うものです。

(7)の事業は、海外進学、留学の支援体制の整備など、グローバル人材育成への支援を行うものです。

私学振興課は以上です。

○藤由市町村課長 市町村課でございます。

29ページをお願いいたします。

1段目の地域振興局費の右側の説明欄の(2)広域本部・地域振興局政策調整事業につきましては、各広域本部等がそれぞれの地域課題の解決に独自に取り組む経費となっております。5,500万円の内訳としまして、昨年度同様、各地域振興局に350万円ずつの配分に加えまして、新しく令和7年8月豪雨からの復興支援枠としまして、各広域本部に100万円ないし200万円の合計600万円を追加計上しております。

一番下段になりますが、自治振興費の右側説明欄、(1)自治振興支援費につきましては、当課の業務運営費のほか、市町村への権限移譲事務に対しまして、処理件数に応じて市町村へ支給する交付金となっております。

(2)の市町村自治宝くじ交付金は、サマージャンボ、ハロウィンジャンボ等の宝くじ収益金を、全国自治宝くじ事務協議会から、県を経由しまして熊本県市町村振興協会へ配分する交付金となっております。

(7)の市町村行政サービス維持向上支援事業につきましては、市町村の行政サービス維持向上に向けた議論の基になります、それぞれの地域の年代別の人口ですとか、公共施設の老朽化といった将来予測をデータ化する、見える化すると、こういった市町村を支援する交付金のほかに、新しく人口減少下における市町村の広域連携の在り方を検討するための経費を計上させていただいております。

次の30ページ、上の表、3段目になりますが、県議会議員選挙費につきましては、令和9年4月の任期満了に伴います県議会議員選挙の執行経費としまして、投票用紙の作成など令和8年度内に先行して準備が必要な事務経費を計上するものとなっております。

下の表の市町村振興資金貸付事業特別会計でございますが、1段目の市町村振興資金貸

付金は、公共施設整備、あるいは災害復旧に取り組む市町村への貸付金でございまして、令和8年に向けたニーズ調査で把握しました額を計上しております。

2段目の一般会計繰出金は、前のページで御説明いたしました地域振興局費の中の広域本部・地域振興局政策調整事業、それから、自治振興費の市町村行政サービス維持向上支援事業の各財源として繰り出すものでございます。

市町村課は以上でございます。

○楠消防保安課長 消防保安課でございます。

説明資料の31ページをお願いいたします。

上段の防災総務費についてですが、説明欄2の防災対策費は、現在運航中の防災消防ヘリの運航管理、防災消防航空センター事務所の維持管理、そして、消防庁ヘリコプターの配備に係る新たな格納庫の設計などに要する経費でございます。

下段の消防指導費についてですが、説明欄2の(1)消防事業は、消防関係表彰やメディカルコントロール協議会に要する経費及び消防関係の負担金でございます。

(5)救急医療対策事業は、急なけがや病気をした際に電話相談できる救急安心センターの運営に要する経費でございます。

説明欄4の消防学校費のうち、(2)消防学校施設整備事業は、本館及び寄宿舍の建て替えなどに要する経費でございます。今年度着手し、工事の進捗により増加をしております。

32ページをお願いします。

ページ上段の火薬ガス等取締費についてですが、説明欄の2から4までの事業につきましては、いずれも関係事業者に対する許認可や登録、検査、免状交付などに要する経費でございます。

下段は、債務負担行為の設定です。

31ページで御説明いたしました消防庁ヘリコプターの配備に係る格納庫の設計費につきまして、令和9年度までの事業期間が必要であることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

消防保安課は以上でございます。

○内村税務課長 税務課でございます。

33ページをお願いします。

上段、税務総務費の説明欄2、税務管理費は、税務行政の管理運営やふるさとくまもと応援寄附金に係る返礼品やポータルサイト利用料など、寄附金の募集等に要する経費でございます。

3、納税奨励費は、主に軽油引取税の特別徴収義務者に税額の一定割合を交付するものでございます。

6、県税事務オンラインシステム維持管理費は、税務行政を円滑かつ効率よく進めるためのシステムに係る運用、改善等に要する経費でございます。

7、ふるさとくまもと応援寄附基金積立金は、条例により寄附金を基金に積み立てるものです。

下段、賦課徴収費の説明欄、賦課徴収費は、納税通知書など税務関係諸用紙の印刷、発送や税務補助嘱託員の報酬等、県税の賦課徴収に要する経費でございます。

2、公金取扱費は、個人県民税の賦課徴収を行う市町村に、また、地方消費税の賦課徴収を行う国に対して支払うものです。

3、県税過誤納還付金は、法人事業税の確定申告に伴う中間納付に対する還付など、県税の還付に対応するための経費でございます。

34ページをお願いします。

最上段のゴルフ場利用税交付金から最下段の法人事業税交付金までは、県の税収を基に、市町村への交付あるいは他の都道府県間で清算を行うものでございます。

3段目の地方消費税清算金及び4段目の地方消費税交付金は、地方消費税の収入見込みが令和7年度当初予算比で大きく増加することから増額となっています。

また、下から4段目の軽油引取税交付金と下から2段目の環境性能割交付金は、令和8年度から軽油引取税のいわゆる暫定税率の廃止と自動車税環境性能割の廃止が予定されていることから、それぞれ減額となっております。

税務課は以上です。

○受島企画課長 企画課でございます。

36ページをお願いします。

まず、諸費について、説明欄を御覧ください。

東京事務所費といたしまして、同事務所の管理運営などに要する経費です。

次に、計画調査費です。

1の開発促進費のうち、(1)の知事会等活動費は、主に全国知事会等への負担金や活動に要する経費です。

(2)の熊本県誕生150年記念事業は、熊本県誕生から今年が150年に当たるのを機に、過去の振り返りと魅力の再発見などの推進に要する経費です。

2の企画推進費のうち、(2)地方創生推進事業は、総合戦略の進捗管理など地方創生の推進等に要する経費です。

(3)のSDGs推進事業は、県の登録制度の運用などSDGsの推進に要する経費です。

3の世界チャレンジ支援基金積立金は、若手芸術家や学生などの海外進出を支援する事業に活用する基金の積立金です。

4のふるさとくまもと応援寄附基金積立金は、いわゆる企業版ふるさと納税としていただいた寄附金について、今年度の事業に充当するため、基金に積み立てるものです。

37ページをお願いします。

債務負担行為の設定です。

東京事務所職員の宿舍賃借のうち、令和8年度の途中から1年間の契約を締結するものにおきまして、後半の令和9年度分の借り上げ料について、債務負担行為の設定をお願いするものです。

企画課は以上です。

○若杉地域振興課長 地域振興課でございます。

38ページをお願いいたします。

計画調査費について御説明いたします。

右側説明欄を御覧ください。

1、開発促進費のうち、(4)水俣・芦北地域環境フィールドミュージアムプロジェクトは、水俣・芦北地域の環境学習旅行誘致による交流人口の拡大等の取組に要する経費です。

(6)「環境首都」水俣・芦北地域創造事業は、水俣・芦北地域における環境負荷を少なくしつつ経済発展する新しい形の地域づくりの取組への支援等に要する経費です。

2、企画推進費のうち、(1)水俣・芦北地域産業振興等推進事業は、水俣・芦北地域の産業振興と雇用創出に要する経費です。

(3)御所浦地域活性化推進事業は、御所浦地域の交流人口の拡大及び地域活性化に要する経費です。

39ページをお願いいたします。

(6)移住定住加速化事業は、移住定住相談窓口の設置やSNS等を活用した情報発信など、移住、定住の推進に要する経費です。

(10)くまもと未来づくりスタートアップ事業は、地域団体や市町村による地域活性化の取組への支援や地域未来創造会議の議論等を踏まえた市町村支援、広域本部、地域振興局による地域振興の推進に要する経費です。

3の特定地域振興対策事業は、過疎や離島など特定地域の振興対策に要する経費です。

4の土地利用対策事業は、国土利用計画法

に基づく地価調査や土地取引の届出審査等に要する経費です。

地域振興課は以上です。

○吉田阿蘇草原再生・世界遺産推進課長 阿蘇草原再生・世界遺産推進課でございます。

40ページをお願いします。

1、企画推進費の(1)阿蘇草原再生事業は、阿蘇の草原再生に向けた基礎調査及び野焼き再開支援等の取組に要する経費です。

(2)持続可能な草原維持システム構築推進事業は、草原維持のための担い手確保や野焼きの作業省力化を図るための恒久防火帯の整備等の取組に要する経費です。

2、文化企画推進費の世界文化遺産登録推進事業は、阿蘇の世界文化遺産登録に向けた取組や、既に登録されている万田坑、三角西港及び天草の崎津集落の保全、活用に要する経費です。

阿蘇草原再生・世界遺産推進課は以上です。

○牧野交通政策課長 交通政策課です。

41ページをお願いいたします。

まず、計画調査費について御説明いたします。

1の交通整備促進費の(1)肥薩おれんじ鉄道関連事業につきましては、鹿児島県地元市町と協調いたしまして、同社の鉄道基盤の整備や維持に対して補助を行う経費等でございます。

(2)の地域交通企画調整事業につきましては、計画期間が今年度末で満了となります熊本県地域公共交通計画の次期計画に掲げるサービス水準の設定やコミュニティー交通の利便性の向上に向けた支援などの施策事業の推進、それから、地方バス、地域鉄道、離島航路などへの支援、さらには、JR肥薩線及びくま川鉄道の復旧に向けた協議、調整、そして、熊本都市圏における渋滞解消に向けた時

差出勤の推進ですとか、施策効果の見える化、公共交通の利便性の向上に要する経費などでございます。

(3)広域交通網形成促進事業につきましては、三県架橋、それから八代・天草シーライン構想の推進に要する経費でございます。

次に、2番、空港整備促進費でございます。

(1)阿蘇くまもと空港関連事業につきましては、県、空港周辺市町村、それから経済団体などで構成されます阿蘇くまもと空港国際線振興協議会への負担金、それから、国が行う阿蘇くまもと空港の改良工事に係る直轄事業負担金に要する経費などでございます。

(2)地域航空推進事業につきましては、天草エアラインの機材整備等に対する地元市町と協調で実施をする助成ですとか、天草空港利用促進協議会の負担金などでございます。

次に、企画施設災害復旧費につきましては、JR肥薩線の災害復旧支援に要する経費でございます。

交通政策課は以上でございます。

○宮原空港アクセス鉄道整備推進課長 空港アクセス鉄道整備推進課でございます。

42ページをお願いします。

計画調査費につきまして、右の説明欄を御覧ください。

空港アクセス鉄道の事業許可に向けて必要な調査、設計等に要する経費及び第三セクターの設立や当該法人の事業実施に係る出資等の経費でございます。

来年度は、事業主体となります第三セクターを設立し、鉄道詳細設計や測量、周辺施設の改修に向けた検討等に着手する予定としております。

詳細設計や測量等につきましては、第三セクター設立までの間は県のほうで実施しまして、同法人設立後は、当該法人が引き続き実施するという事で想定しております。

空港アクセス鉄道整備推進課は以上です。

○上野統計調査課長 統計調査課でございます。

43ページをお願いいたします。

まず、上段の統計調査総務費につきましては、右側の説明欄を御覧ください。

2の統計職員費は、統計業務を担う職員の研修や統計の普及啓発等に要する経費でございます。

3の統計諸費は、県が行う統計関係事業に要する経費でございます。

次に、中段の委託統計費につきましては、国から委託を受けて実施します基幹統計調査で、1の毎年実施する経常分と2の5年ごとに実施する周期分に要する経費でございます。

下段の単県統計費につきましては、1と2は、推計人口調査など県独自で行う統計調査に要する経費、3の単県統計諸費は、各種統計資料の作成に要する経費でございます。

統計調査課は以上です。

○大村デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

44ページをお願いします。

まず、人事管理費について御説明いたします。

説明欄、(1)の電子自治体推進事業は、電子申請受付システムなど、県と市町村による情報システムの共同運用に要する経費でございます。

(2)の公的個人認証サービス運営事業は、公的個人認証システムの運用、保守に要する経費でございます。

(3)の行政デジタル化推進事業は、市町村のDXを支援するためのデジタル専門人材の派遣等に要する経費でございます。

(4)のくまもとDXブランドデザイン推進事業は、くまもとDX推進コンソーシアムの

運営、セミナー、会員交流会の開催、DX実装支援等に要する経費でございます。

(5)のデータ連携基盤構築等推進事業は、くまもとデータ連携基盤の運用、民間企業等と連携したデータ活用事例の創出に要する経費でございます。

(6)のくまもとDX人材育成推進事業は、社会人や大学生を対象としたDX実践人材の育成に要する経費でございます。

次に、計画調査費についてですが、説明欄、(2)社会保障・税番号制度に係る共同システム整備事業につきましては、マイナンバー制度に係る宛名システムの改修等に要する経費でございます。

デジタル戦略推進課は以上です。

○四方田システム改革課長 システム改革課でございます。

45ページをお願いします。

まず、人事管理費について御説明いたします。

(2)の庁内情報基盤管理運営事業は、職員用パソコンの調達及びメール等のグループウェアシステムの運営等に要する経費でございます。

(4)のICTを活用した働き方改革等推進事業については、オンライン会議システムやビジネスチャットなどのICTを活用した業務効率化を進めるための環境整備等に要する経費でございます。

(5)の庁内BPR推進事業については、本格的な業務改革に取り組む所属への外部人材による伴走支援及び庁内におけるデジタル人材の育成に要する経費でございます。

次に、計画調査費について御説明いたします。

熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業は、県庁と各出先機関をつなぐ熊本県総合行政ネットワークの通信回線借り上げ等の運営管理に要する経費でございます。

令和8年度においては、業務効率化や働き方改革のさらなる推進のため、職員用パソコンの庁外利用に係るシステム構築に要する経費を計上しております。

システム改革課は以上です。

○甲斐政策監 球磨川流域復興局でございます。

46ページをお願いいたします。

計画調査費について、説明欄を御覧ください。

1の企画推進費の(3)「球磨川リバーミュージアム構想」推進事業は、球磨川流域全体をフィールドミュージアムとして、地域の魅力や災害の記憶を発信し、交流人口増加や防災力強化を図る取組の推進に要する経費です。

(4)人吉・球磨地域未来創造人材づくり事業は、地域おこし協力隊による人吉・球磨地域の広域的な課題解決や新たな移住者を呼び込む仕組みづくりに要する経費です。

(5)球磨川流域地域連携推進事業は、新たな流水型ダム事業に伴う経済効果の流域全体への波及に向けた地域連携策の調査検討等に要する経費です。

2の川辺川総合対策費、五木村振興交付金交付事業は、五木村振興のため村が実施する事業に対して助成するものです。

3の五木村振興基金積立金は、2の交付金事業の財源として基金を積み増しするものです。

4の球磨川流域復興基金積立金は、5の球磨川流域復興基金交付金の財源として基金を積み増しするものです。

5の球磨川流域復興対策費、球磨川流域復興基金交付金は、4の復興基金等を活用して、被災者、市町村のコミュニティー施設や避難体制の整備等に対する支援に要する経費です。

球磨川流域復興局は以上です。

○小夏会計課長 会計課でございます。

48ページをお願いいたします。

まず、上の表の2段目、会計管理費ですが、説明欄、(2)の総合財務会計システム管理事業は、現在稼働しております財務会計システムの保守管理等に要する経費でございます。

(4)の新総合財務会計システム構築事業は、令和9年度の稼働に向けた新システムの構築に要する経費でございます。

デジタル行政の推進の一環として、ペーパーレス、キャッシュレス、判こレス、いわゆる3レスに対応するとともに、効率化や利便性の向上を目指して、新システムを構築するものでございます。

次の段の利子は、一時借入金の支払い利子でございます。

下の表の収入証紙特別会計ですが、一般会計繰出金は、証紙による手数料収入を一般会計へ繰り出すものでございます。

会計課は以上でございます。

○阿南管理調達課長 管理調達課です。

49ページをお願いします。

表の下段、会計管理費をお願いいたします。

説明欄、(1)の管理調達費は、入札など管理調達課の業務に要する経費です。

(2)は、電子入札システム管理運営に要する経費で、(3)は、公契約条例推進事業における広報等に要する経費でございます。

次に、50ページをお願いいたします。

全庁的な債務負担行為の設定をお願いするものです。

県有施設等管理業務など全庁的に共通する業務につきましては、当課で一括して設定しております。

当初予算では、令和8年度中に契約を締結して、表の期間の欄に記載のとおり、年度を

またいで令和9年度以降にわたって業務を行うものについて設定をしております。

まず、県有施設等管理業務は、令和8年度に完成予定の天津支援学校の増築分の機械警備業務委託1件です。

情報処理関連業務は、教育庁のネットワーク統合基盤関係業務9億7,800万円をはじめ14件分、事務機器等賃借は、県警のサーバー等リース料6億200万円をはじめ67件分でございます。

いずれも、年度途中での期限切れ、更新などによるものでございます。

なお、前年度当初と比較しますと、トータルで11億8,000万円余の減となっております。

これは、事務機器等賃借において、令和7年度は県警の新通信指令システムリース、18億6,000万円余などの大型の業務が計上されておりましたが、これが剥落、平準化したものでございます。

管理調達課は以上です。

○森公務員課長 人事委員会事務局でございます。

52ページをお願いいたします。

上の表を御覧ください。

上段の委員会費につきましては、人事委員会委員の報酬及び人事委員会の運営に要する経費でございます。

下段の事務局費のうち、説明欄2の運営費につきましては、県職員等の採用試験の実施に要する経費などでございます。

(5)の「県庁のしごと」魅力発信事業費につきましては、県職員として有為な人材を確保するための広報活動等に要する経費でございます。

人事委員会事務局は以上でございます。

○石井監査監 監査委員事務局でございます。

引き続き、52ページをお願いいたします。

まず、上段の委員費につきましては、右側説明欄になりますが、監査委員4人の報酬や旅費など監査委員に関する経費でございます。

次に、下段の事務局費につきましては、説明欄2、運営費としまして、(1)事務局の旅費や(2)工事監査業務の技術的支援に係る委託料、(3)財政的援助団体の監査等におけるアドバイザー支援に係る委託料でございます。

監査委員事務局は以上です。

○鈴議会事務局次長 議会事務局です。

53ページをお願いします。

上段の議会費ですが、説明欄のとおり、1の議員報酬等のほか、2の運営費として、定例会、委員会の費用弁償、政務活動費等に係る経費です。

下段の事務局費ですが、説明欄のとおり、1の職員給与費のほか、2の運営費では、(1)管理運営費として、本会議、委員会の運営や議会広報等に係る経費です。

2の(2)維持修繕費では、庁舎管理や議会棟別館の空調設備の改修工事等に係る経費です。

議会事務局は以上です。

○寺本人事課長 人事課でございます。

総務常任委員会説明資料(条例等関係)の1ページをお願いいたします。

議案第67号、熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について、2ページの概要で御説明させていただきます。

条例改正の趣旨につきましては、防災及び消防の一体的な体制を構築するため、消防の事務を知事公室の事務とすることに伴い、内部組織の分掌事務を改正するものでございます。

主な改正内容は、消防の事務を知事公室の

事務とするとともに、総務部の部名を引用している熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を行います。

施行期日は、令和8年4月1日から施行することとしております。

なお、この改正に合わせて、関係規定、県庁庶務規定を改正し、4月から知事公室に危機管理防災局を新設いたします。

3ページをお願いいたします。

議案第68号、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、7ページの概要で説明させていただきます。

条例改正の趣旨につきましては、昨年10月の人事委員会の給与等に関する報告に基づく一般職の職員の通勤手当の改定及び給与からの控除等に関する規定を整備するものでございます。

改正する条例は、資料記載の条例3本を一括して改正いたします。

主な改正内容は、(1)交通用具利用者の通勤手当の限度額の引上げについては、現在上限を月額4万2,800円としているものを月額6万6,400円に引き上げるものです。

(2)の民間駐車場利用者に係る通勤手当の新設については、国に準じて、駐車場等に係る通勤手当を新設し、月額5,000円を超えない範囲内で、1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額を支給するものです。

(3)給与からの控除に関する規定の整備については、地方公務員法第25条第2項の規定に基づき、給与の支給に際して控除することを認めるものを定めるものです。

そのほか、(4)のとおり、規定の整理を行うこととしております。

施行期日は、3、(4)の規定の整理は公布の日から、3、(1)の交通用具利用者の通勤手当の限度額の引上げと(3)の給与からの控除については令和8年4月1日から、3の(2)の民間駐車場利用者に係る通勤手当の新

設については、システム改修が必要となりますので、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日としております。

8ページをお願いいたします。

議案第69号、熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、13ページの概要で説明させていただきます。

条例改正の趣旨につきましては、国家公務員の旅費制度改正を踏まえ、一般職の職員の旅費に係る関係規定の整備を行うものでございます。

国においては、令和7年4月から旅費法を改正し、これまでの定額支給から実費支給に改める制度改正を行ったところですが、本県でも国に準じた改正を行うものです。

主な改正内容は、(1)の宿泊に係る旅費の実費支給は、宿泊費用やパック旅行商品の費用について実費支給とし、朝食、夕食の掛かり増し経費などに対応するため、宿泊手当を新設するものです。

(2)の船賃の実費支給は、フェリー等を利用する場合の船賃を実費支給とするものです。

(3)の食卓料の廃止は、フェリー等を利用した際に、船賃とは別に食事代が必要となる場合に支給していた食卓料を廃止し、宿泊手当で対応することとします。

(4)は、旅行者への旅費の支給に代えて、旅行役務提供者、いわゆる旅行代理店等への旅費相当額を直接支払うことができる規定を整備するものです。

また、(5)のとおり、これらの改正に付随する規定の整備等を行います。

施行期日は、令和8年4月1日としております。

なお、今回の改正は、旅費制度の見直しの一部でございまして、このほかにも、鉄道やバスを利用した場合の旅費、人事異動に伴う赴任旅費などについても実費支給としていく

方針でございます。

ただ、これらに対応するためには、庶務事務システムの大幅な改修が必要となりますので、現在整備を進めている新たな庶務事務システムの稼働に合わせ、改めて改正することとしております。

14ページをお願いいたします。

議案第70号、熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、23ページの概要で説明させていただきます。

条例改正の趣旨につきましては、先ほど御説明しました一般職の旅費制度改正と同様に、国家公務員の旅費制度改正を踏まえ、特別職の職員の旅費に係る関係規定の整備を行うものでございます。

改正条例は、記載の条例5本を一括して改正いたします。

主な改正内容は、先ほど御説明した一般職と同様のものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日としております。

24ページをお願いいたします。

議案第71号、熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、26ページの概要で説明させていただきます。

条例改正の趣旨につきましては、外国において勤務する職員等に支給する特殊勤務手当の規定を整備するものでございます。

主な改正内容は、(1)の外国勤務手当については、上海、香港、シンガポールなどの海外事務所において勤務する職員の現地の生活については、現在旅費で対応しているところですが、先ほど御説明したとおり、旅費を実費支給に見直すことに合わせ、他県の例や国の在勤手当を参考に手当を新設するものでございます。

(2)の特殊自動車運転業務手当については、農研センターや農業大学校に勤務する職

員が起伏のある傾斜地における農耕トラクター等の運転業務に従事した場合に手当を支給するものです。

これまでは、技能労務職員に限ってこの手当を支給しておりましたが、技能労務職以外の職員も同様の業務に従事することがあるということでございまして、規定を整備するものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日としております。

27ページをお願いいたします。

議案第72号、熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、28ページの概要で説明させていただきます。

条例改正の趣旨につきましては、地方自治法に基づく毎月の現金出納検査の実施期間を十分に確保するため、関係規定を整備するものでございます。

主な改正内容ですけれども、現在、監査委員が現金出納検査を行う日を毎月20日から25日までの間と定めておりまして、月によっては25日が週休日や祝日に当たるため、確認の時間を十分確保できない場合があるなどの課題がありました。

また、現行条例には、災害などのやむを得ない事情で実施困難となる場合を想定した規定がございませんでしたので、それぞれ対応できるように改正するものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日からとしております。

29ページをお願いします。

議案第73号、熊本県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、31ページの概要で説明させていただきます。

条例改正の趣旨につきましては、国におきまして、デジタル技術の進展を踏まえた効果的な規制の見直しを推進するために、デジタル規制改革推進法が公布されておりまして、これに伴いまして行政手続法の一部が改正されました。この改正に合わせて、本県条例の

関係規定を整備するものでございます。

主な改正内容は、公示の方法による通知について、公示事項を規則で定める方法、具体的には、インターネットによる公表により、不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、これまでの書面掲示、または事務所に設置した電子計算機、パソコンに表示する措置を取るというものでございます。

施行期日は、行政手続法の一部改正の施行期日と同日であります令和8年5月21日としております。

41ページをお願いいたします。

議案第95号、包括外部監査契約の締結について、42ページの概要で説明させていただきます。

包括外部監査契約の締結につきましては、地方自治法の規定により、議会の議決を経る必要があることから、令和8年度分の契約の締結について、今議会に提案するものでございます。

契約内容は、自治法に規定する包括外部監査について、監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告を受けることを内容とするもので、契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

契約の相手方は、公認会計士の庄田浩一氏を予定しております。

選任の理由に記載のとおり、包括外部監査契約で予定している監査は、いわゆる財務監査でございまして、財務に関する専門知識を有する公認会計士が監査の実施に適した資格であること、また、庄田氏は、令和7年度は包括外部監査人として、令和5年度及び6年度は包括外部監査補助者として本県の包括外部監査に携わっておられまして、地方公共団体の財務管理及び行政運営に精通し、監査の実施に必要な識見を有していると考えられることから、令和8年度も包括外部監査人に選定するものでございます。

人事課は以上です。

○元田財政課長 財政課でございます。

32ページをお願いいたします。

議案第74号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

34ページの概要で御説明させていただきます。

1番、条例改正の趣旨でございます。

大麻取締法の一部改正等に伴いまして、手数料の規定を整備するものでございます。

今回の主な改正内容、2番、(1)手数料の額を改定するものが2本ございます。

ア、第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料につきましては、法改正に伴いまして審査基準が変更されたことに伴って、現行の手数料6,800円から2万2,000円に改定するものでございます。

イ、輸出食品衛生証明書交付手数料につきましては、これは、もともと国と県それぞれで証明書を交付しておりますけれども、国の手数料の改定を踏まえまして、県としても670円から900円に改定するものでございます。

また、(2)所要の規定の整理を行うものにつきましても2本ございまして、ア、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴うものにつきましては、法改正に伴いまして条ずれが発生することによって関係規定を整理するもの、イ、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴うものにつきましては、法改正によりまして法律の名称や許可内容等に変更が生じるため、関係規定を整理するものでございます。

(3)所要の経過措置につきましては、手数料の額の改定をするものにつきまして、条例の施行の際、現に申請されているものについては、改定前の手数料を適用するため設けるものでございます。

(4)につきましては、上段の(2)のイに伴い

まして、収入証紙条例の関係規定を整理するものでございます。

3、施行期日につきましては、2の(2)、ア以外につきましては令和8年4月1日から、2の(2)、アにつきましては5月1日からのものでございます。

財政課は以上でございます。

○大石県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

35ページをお願いいたします。

議案第75号、熊本県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

36ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

1、条例改正の趣旨は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第1項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の一部改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

2、改正内容は、公益法人の監督等について、熊本県公益認定等審議会の意見を聴いて行っておりますが、公益信託制度の改正により、公益信託の監督等についても審議会の意見を聴いて行うこととされましたので、同審議会の委員に求められる識見の一つとして、公益信託に係る活動を追加するものです。

3、施行期日は、令和8年4月1日です。

県政情報文書課は以上です。

○帆足総務厚生課長 総務厚生課でございます。

43ページをお願いいたします。

議案第96号、特定事業契約の締結についてです。

内容については、44ページの概要で説明させていただきます。

1の趣旨ですが、天草地域職員住宅集約化事業に係る特定事業契約の締結について、P

F I法の規定により、議会の議決を経る必要があることから、今議会に提案するものでございます。

4に記載のとおり、事業期間は、本議会の議決の日から令和33年3月31日までの25年間であり、令和7年11月補正予算において債務負担行為を設定しております。

契約金額は、22億3,274万4,400円でございます。

6の契約の相手方、すまいるリンク天草株式会社は、地元天草の事業者である昭和建設工業株式会社を代表事業者として設立された特別目的会社です。

8の事業内容ですが、天草地域における知事部局、教育庁、警察本部が所管する職員住宅を集約の上、建て替え、改修し、維持管理などを行うものであり、P F I法に基づき事業を実施するものでございます。

9の事業者の選定につきましては、提案内容及び提案価格を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により公募を実施し、事業審査委員会における審査の結果、すまいるリンク天草グループが優先交渉権者として決定されました。

同グループの構成事業者は、45ページの上段に記載しています。

そのほか、スケジュールや事業審査委員会の委員名簿を参考として記載しております。

総務厚生課は以上です。

○藤由市町村課長 市町村課でございます。

37ページをお願いいたします。

議案第76号、熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

38ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

まず、1、条例改正の趣旨でございますが、先般、住民基本台帳制度全般を定める住民基本台帳法の一部改正等に伴いまして、同

法に基づく熊本県住民基本台帳法施行条例の関係規定に係る形式的な整理を行うものでございます。

次に、2の主な改正内容でございます。

(1)は、知事が本人確認情報を利用できる事務につきましては、法令または条例のいずれかで規定するということになっておりますが、これまで条例で定めておりましたアの採石法関係、それからイの砂利採取法関係の登録等事務につきまして、ともに法律に定められたことから、それぞれ条例から削除するものでございます。

(2)につきましては、知事が本人確認情報を提供できる執行機関として条例で定めておりました監査委員と、それから、監査委員が行う地方自治法に基づく監査の請求の受理等に関する事務につきまして、同じく法律に定められたことから、条例から削除するものでございます。

(3)は、その他の規定の整理としまして、引用法令の条ずれを改めるものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

市町村課は以上でございます。

○内村税務課長 税務課でございます。

39ページをお願いします。

第77号議案、熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

40ページの条例案の概要で御説明いたします。

1、条例改正の趣旨は、県民税の法人税割の税率の特例の適用期限を延長するものです。

この税率の特例は、昭和51年10月に導入し、以後、5年ごとに更新してきております。

(2)の税率については、標準税率1%に0.8%の超過税率分を上乗せするもので、(3)、

その対象は、資本金もしくは出資金の額が1億円超または法人税の額が1,000万円超の法人等です。

(4)税率特例の目的は、少子化対策、高齢者福祉施策の推進、産業振興等に必要な財源の確保などを目的としております。

2、主な改正内容は、当該税率の特例について、引き続き、少子化対策、高齢者福祉施策の推進等のための財源確保が必要であることから、現在の適用期限である本年9月30日を5年間延長し、令和13年9月30日までとするものでございます。

あわせて、農業協同組合等の合併法人で特定のものについて、税率特例を除外する措置についても同様に5年間延長いたします。

3、施行期日は、公布の日です。

税務課は以上です。

○中村亮彦委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

あわせて、発言者の方は、マイクに少し近づいて、はっきりとした口調で発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○池田和貴委員 48ページ、会計課にちょっとお尋ねをしたいと思います。

347番、利子が前年度700万から2,900万に増えてます。約4倍になってます。多分これは、県の予算的な分で、一時的に資金が足りないときにお金を借りて手当てをするとき、そのときに支払う利子だと思うんですけども、かなり増えてますけれども、やっぱりこれは、金利上昇というか、そういうものがこういうふうになったのか、その辺ちょっとお

伺いをしたいと思います。

○小夏会計課長 会計課でございます。

委員御指摘のとおり、一時借入金と申しますのは、県の歳計現金のほうで、支払い等が集中しました時期に、一時的に予算が足りなくなった場合に、指定金融機関であります肥後銀行のほうから借入れをするというようなものでございます。

こちらの利子のほうが、ここ数年ゼロ金利が続いておりましたときは、安い利子で済んでおりましたものですが、令和6年度から7年度にかけまして、平均した利子額も10倍ほどにちょっと増えております。また、今後も金利上昇が続くのではないかという見込みもございまして、これまでの、大体この数年でまいますと、100万前後ぐらいの借入利子でございましたけれども、その金利の上昇面を考えまして、最大限大きく見積もった場合にとということで、ちょっとこういう4倍近い金額になったものでございます。

以上です。

○池田和貴委員 はい、ありがとうございます。

やはり、いわゆるデフレ時代から、もうインフレ時代に移って、今後もその金利の上昇というのは避けられないんじゃないかと言われていいますので、こういうふうにやっぱり利子というのは、もう無視できなくなってきてるんだと思うんですね。そういう意味では、今回の委員会の冒頭で、私は同じような発言をした上で、県はこうやって一時的に借りることもありますけれども、もともとあるお金を運用しているので、この運用も、知恵を絞ってやっていただくと、その分利息——今度は収入も上がるんじゃないかというようなお話をさせていただいたというふうに記憶してるんですけれども、その辺はちょっと予算的には見えないんですけれども、その辺はどう

だったか、ちょっと教えてもらえますか。

○小夏会計課長 会計課でございます。

委員のほうからも4月におっしゃられましたように、県のほうで運用しております資金運用をしっかりと頑張れというような激励もいただいております。で、今年度に関しましては、こういう金利上昇局面になりまして、私どももいろいろ運用の仕方を検討いたしまして、短期かつ高金利の預け入れがこういう時期は重要だということで検討いたしました。

ただ、一方で、公金でありますもので、リスク管理、そういったものも重要だということで、このバランスを図りながら取り組もうということで、取り組ませていただきました。

県の場合は、債券購入と預金の運用というところで、二本立てで資金運用しておりますが、預金に関しましては、今年度も政策金利の引上げ等がございまして、こういった状況を見ながら、そういったタイミングも図りながら、引き合い預金とさせていただいて、収益確保に努めてまいりました。

ただ、その中で、やはりリスク管理という部分もございましたので、預け先の金融機関ごとの預金の上限額、こういったものも金融機関の状況に合わせて設定をするなど工夫もしております。

また、債券につきましては、金利変動の影響というものをできるだけ受けにくいものをとということで、短中期の債券のシェアを少し拡大しようということで、本来ですと、20年ラダー型ということで熊本県はやっておりますが、その基本としている20年の長期債券、これとはまた別に、5年債ですとか、7年債といったものも購入いたしまして、保有債券内の短期債券のシェアも拡大させていただきました。

こういったいろいろ取組をしました結果、

今年度の運用益としましては、昨年度は10億円でございましたけれども、そこから8億円伸びまして、18億円を超える見込みとなっております。これは、近年では最高の運用益ということで、何とか県財政にも貢献ができていたのではないかと考えております。

今後も、こういう金利の状況を見極めながら、確実かつ効率的なというものを心がけた運用に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○池田和貴委員 はい、ありがとうございます。

やはりその運用を考えていただいたことで、昨年と比べて8億円収入が増えたということですね。

各課の予算に多分いろんなところで配分はされていくと思うんですけれども、各事業部の皆さん方も、やはりその予算を減らそうと思うと、もうみんな四苦八苦して減らされてるんですよね。で、そう考えると、その運用のほうで、やっぱりこういう時代に合わせて皆さん方が考えてやっていただくことによって増収が図られるのであれば、それはもう大切なことだと思いますので、今後とも、先ほどおっしゃったように、リスクを全て取れないというのがあって、いわゆる元金は保証というのは絶対条件なんでしょうけれども、その中でも、やはり収入が上がるように、今後とも皆さん方の中で努力をしていただければと考えております。

関連して、すみません、財政課に伺いたいんですが、19ページの347番。

これは利子なんですけれども、昨年に比べて108億から147億、39億増えてますけれども、これはやっぱり、政策金利とかそういうのが上がったことによってこの利子が増えていたということではないんですか。

○元田財政課長 財政課でございます。

今委員御指摘のとおり、利子分につきましては増額をしております。まさに、ここにつきましては、長期金利の上昇がございまして、現在でも2.2%を超えるような水準になっておりますけれども、新発債につきましては、当然ながらその影響を受けますので、利払いが増嵩するというのが実態でございます。

以上でございます。

○池田和貴委員 分かりました。

財政課のほうも、こういうふうにより金利の影響をかなり受けると思いますので、ここも、考えてらっしゃると思うんですが、やはり会計課と同じように、なるべくこの利子額が少なくなるように、ここはぜひ努力をいただければというふうに思っております。よろしくお願いします。

以上です。

○元田財政課長 財政課でございます。

すみません。今御指摘いただきましたので、会計課の運用の話も今ございましたけれども、財政課のほうでも、資金調達が多様化という形も含めまして、公的資金、それと銀行と引き受け債、また市場公募債、これも単独型とあと共同発行もございます。そういったものに加えまして、10年定時償還の主幹事方式といったものも導入しておりまして、いずれも、その利払い額をできるだけ抑えていきたいという前提で多用化しております。

ただ、一方で、どうしても金利自体が大きく絶対値が上がっておりますので、どうしても増嵩するという面は避けられないんですけれども、そこをなるべく抑えていきたいという形で運用してもらいたいと考えております。

以上でございます。

○西聖一委員 42ページ、空港アクセス推進

課にお尋ねいたします。

アクセス鉄道がはいよいよ実施設計に入ってくるんですけども、既に計画等は公表されていますが、この物価高騰の中で資材費が相当上がってくるので、また事業費も変わってくるんだと思います。それはまあそうでしょうけれども。

あと、黒字化という話で、ちょっと年数は失念しましたけれども、何十年ぐらいかかるというのは今出てますけれども、そこもやっぱり当然見直していつて公表はされるんでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

○宮原空港アクセス鉄道整備推進課長 空港アクセス鉄道整備推進課でございます。

今お話の、事業採算性のお話かと思えます。

現状、昨年度12月にルートを公表いたしまして、住民説明会、そして、今度第三セクターを設立して申請まで持っていきたいというところの予定を今回予算で御提案させていただいております。

それに伴いまして、事業の採算性につきましては、国の事業許可申請の中で申請をされることとなります。

で、現状、財源をどう確保していくかということも、国と今ちょうど協議をしておりますので、そういった問題をクリアしながら、事業許可申請に持っていきたいと思っているところでございます。

で、財源に関する検討をさらに進めまして、そこについては、しかるべきときに、こちらからまた御報告、公表させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○西聖一委員 ありがとうございます。

今朝の新聞も、ちょっと利用料金も出ていて、もうちょっと取っていいんじゃないかな

と個人的には思ったんですけども、それはもうJRの関係とかもあって厳しいものがあるんだろうと思いますし、あと、その豊肥線の事故の問題も当然もう皆さんは分かっているでしょうけれども、やっぱり事故対応のときに、大津駅まで輸送するのか、それとも空港駅からまた市内に向けてするのか、そういうのを第三セクターがやっぱり担わなければならなくなってくると思うので、そういうところもいろいろ考えた中で、やっぱり収支をしっかりと、経営の状況も示していただきたいということで要望いたします。

○中村亮彦委員長 ほかにございますか。

○瀧上陽一委員 危機管理防災課さんにお尋ねさせていただければというふうに思います。

12ページ、13ページに防災対策費が計上されております。

昨日、まさに、東日本の大震災発災から15年、そして、来月は、熊本地震から10年目の節目を迎えるわけであります。改めて、犠牲になられた方々に心から追悼の意を表したいというふうに思います。

そこで、節目の年に当たって、これまでの防災対策の取組、どのように評価をしているのか、また、今後の課題はどういうものがあるのか、そして、今後の取組の方針についてお尋ねさせていただければというふうに思います。

○井上危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

今委員御指摘のとおり、今年は、東日本大震災から15年、熊本地震から10年という節目の年ということで考えております。

そのため、まずは、熊本地震の犠牲者の方を追悼しようということで、今までは県単独で追悼式をやってまいりましたが、今回は県

全体で追悼しようということで、県と県内全市町村との共催で、合同追悼式を熊本城ホールで開催させていただくということにいたしております。

そのほか、全国会議のほか、災害に、これまで復旧、復興に携わってきたことを全国にも発信しようということで、普及啓発にも努めてまいります。

また、足元の防災対策といたしましても、県民の皆様一人一人の防災意識の向上であったり、自主防災組織を通じた共助の取組も必要でございますので、そういった取組を力を入れてやっていきたいというふうに考えております。

なお、これらの10年に当たる事業につきましては、県のホームページに掲載をいたしておりまして、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

加えまして、九州広域防災拠点構想ということで、熊本の防災力だけではなくて、九州、ひいては全国の防災力の向上に寄与してまいりたいというふうにも考えておりますので、全国各県と連携した訓練であったり、あるいは消防庁のヘリであったり、そういったものを踏まえて、全国の防災力の向上にも寄与してまいればというふうに考えております。

以上です。

○淵上陽一委員 今後の取組というのはよく分かりました。

ちなみにですけれども、10年たったわけがありますけれども、今、職員さんの中で、どんどんと新しい人たちが入ってきていると思いますけれども、知らない職員さんたちは何割ぐらいいらっしゃるのでしょうか。分かりますか。

○井上危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

熊本地震後に入庁した職員が大体もう3分の1程度でございますので、もう大分入れ替わってきております。そういった災害対応のノウハウが引き継がれるよう、職員の研修等にもこれまで以上に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○淵上陽一委員 本当に、熊本は大規模な災害がもう何度となく訪れたわけでありまして。一年一年を通して、復旧、復興が見え、そして創造的復興に向かっているというのがよく分かるわけでありまして、このことは、本当に職員の皆さんたちの取組、また、職員の皆さんたちが頑張ってきたからこそ、こうやって来てるんだろうというふうに思っておりまして、改めて、皆さん方に心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

今お話を聞きますと、もう3割ぐらいが新たな職員さんということで、経験をしたことがないという人たちもいらっしゃるわけでありまして。これまでしっかりと蓄積したノウハウでありますとか経験を、しっかりと次の時代にも残し、つないでいただきたいというのが、逆に言えば、私たちのほうも、災害を知らない議員がどんどんと出てくるわけでありまして、一緒にやりながら、この機会をもって、次の時代へと渡していければというふうに思っておりまして、本当に皆さん方の取組に心から感謝申し上げます。頑張ってください。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかに。

○橋口海平委員 27ページ、28ページ、私学振興課にお尋ねします。

いわゆる無償化によって、多くの公的なお金が私学に投入されていくというふうに思っております。

そういった中で、やっぱり、それだけ公的

なお金が入るということは、公のことも教育の中で教えていってほしいというふうに思っております。例えば、北朝鮮の拉致被害者の問題、こういったのを、公立においては約60%が教育で教えているというふうな感じでお伺いしてるんですが、ぜひ、そういったのにも目を向けて取り組んでいていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○松村私学振興課長 私学振興課でございます。

先生今おっしゃったとおり、無償化が想定をされております。まだ国会の審議中ですので、決まったわけではございませんけれども、その流れでいっておるところでございます。

無償化自体は、保護者、生徒、私学の私立学校の生徒、保護者に対する経済的負担を軽減するものということで、ただ、結果的には、確かに、公費負担、私立学校の運営に係る運営費の中の公費比率というのは高まっていくところでございます。

そうしますと、公教育を担う私立学校といったしましても、いろいろ、それに伴う責任というのは、今後高まっていくこととは思っております。

その中に、拉致問題をどう人権問題として捉えるかということにつきましても、もちろんこれまでも、国からの取組の強化、取組とか、その周知をめぐるいろんな取組につきましては、その都度学校のほうにも周知をしてきたところでございますが、今後さらに取組をしていただけるよう、各学校、また私学協会も含めてお願いしたいと考えておるところでございます。

私学振興課は以上です。

○橋口海平委員 熊本県には、松木薫さんという拉致被害者、また、ほかにも拉致被害者の御家族の方もいらっしゃると思います。ぜ

ひ、国際課さんとかと連携しながら取り組んでいただければというふうに思っておりますし、ほかの公のもの、教育自体が公なんですが、ほかの県に対しての公だったり国に対しての公、こういったものも今後出てくるかと思しますので、引き続きそういったものにも取り組んでいていただければというふうに思っております。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかにございますか。

○堤泰之委員 同じく私学振興課にお尋ねです。

4番の私学振興助成に関してですけれども、この数字というのは、今までの入学者というか、私学の生徒ベースで考えていらっしゃるのか、それとも定員ベースで大体数字を予想していらっしゃるのか、そこら辺はどういう根拠なんでしょうか。

○松村私学振興課長 私学振興課です。

今、就学支援金というところでよろしいでしょうか。

○堤泰之委員 はい。

○松村私学振興課長 就学支援金につきましては、大体推定の生徒数を見込んでおります。で、過去の伸び率等も換算しまして、推定の生徒数を見込んでおりますので、若干やっぱり増える想定で予算上は立てております。

以上でございます。

○堤泰之委員 3月に入って何件か私学の総務事務の方と話す機会がありましたけれども、やはり入学者、受験者数がかなり伸びていて、3月、今度の後期の公立の日程が確定しないと確定しないと言ってはいましたが、

後期も受けないでもう入学をされるような方もかなり、担当者が想像する以上に多い状況のようでしたので、そこは、現時点で少し想定というか、伸び率が今まで以上に高まるのではないかなと思いますので、そこは可能な限りで想定して、国の予算次第だと思いますが、スムーズな対応を準備していたければと思ったところです。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかにございますか。

○池田和貴委員 すみません。41ページ、交通政策課にちょっとお伺いをしたいんですが、124の1番の(2)地域交通企画調整事業、9億8,925万1,000円されていますが、その中に、離島航路の利便性向上という内容での予算が入っていると思います。

で、これは、天草地域の地域公共交通確保維持改善事業による、いわゆる補助路線航路として国から認定された、牛深と鹿児島島の蔵之元を結ぶ航路、また、苓北町の富岡と長崎市の茂木とをつなぐ航路の分が入っていると思うんですが、この分の金額はどれぐらいになるのか、ちょっと教えていただけますか。

○牧野交通政策課長 交通政策課でございます。

今委員お尋ねいただきました富岡―茂木、それから牛深―蔵之元間のこの航路でございますけれども、いずれも国庫補助航路として指定を受けておりますけれども、そちらに対する支援といたしまして、令和8年度当初予算におきましては、地域交通企画調整事業の中で、航路支援といたしまして510万円余を計上させていただいております。

以上です。

○池田和貴委員 510万円ということですね。

これは、もともと、この地域公共交通確保維持改善事業というのは、いわゆる離島も含めて、その住民の生活に必要な離島航路や半島航路を維持、確保するために協議会をつくって、その協議会が国に対して申込みして、これは確かにこの地域にとって必要な航路だから、出た赤字については、2分の1を国が、残りの2分の1を自治体が負担するというふうなスキームになっていると思うんですね。

特に牛深の航路でいくと、その船の航路がなくなると、牛深の人たちは、長島に行こうとすると、もう当たり前の話ですけれども、上天草市通って、宇城市通って、八代市通って、水俣市通って長島まで行かなきゃいけない。本当にこういう航路ですね。茂木航路もまさにそうだと思うんですね。

だから、そこは、本来は、経済的に成り立つように頑張らなきゃいけないんですけども、地域的に過疎地域とか、今後そういうのが見込めないけれども、やはり維持しなきゃいけないということで、こういうスキームを当てて、そこに選ばれた航路だということだと思うんですよ。

その中で、私がちょっと調べたところによると、この航路は、熊本県だけじゃなくて、長崎も鹿児島も持ってるんですけれども、長崎、鹿児島の場合は、半額を国が出してくれる、残りの半額は都道府県が負担することになってます。熊本県は、半島航路については、3分の1を県が、3分の2を地元の自治体に負担してもらうようになってるんですね。上限を一応500万というふうになってます。実際に、この上限の500万を超えているような状況は今起こってないんですか。

○牧野交通政策課長 交通政策課でございます。

上限のその500万円を超えている状況ということでございますけれども、まず牛深―蔵

之元航路につきましては、現状、欠損が生じている状態ではございませんので、そこに対する支援というのがまず生じていないというのが実情でございます。

もう一方、富岡一茂木航路につきましては、欠損自体がかなり金額としては出てきておりまして、500万円の上限に当たっているというのが実情でございます。

以上です。

○池田和貴委員　そういう状況なので、やはりこのスキームは、これを機会に一回見直していただけないかなというふうに要望したいと思います。

特に、牛深航路、今は欠損出てませんけれども、この国の地域公共交通確保維持改善事業によると、いわゆるその船をリプレースするときに必要になってくるんですけれども、このリプレースするときは、国の関係機関が9割出して、それを借金を払うような形で経営をした上で、欠損金が出たら、その分は、先ほどと同じようなスキームで話すようになっているので、牛深航路は、これ、新たな船を建造するように今準備を進めていると思うんですけれども、このアップパーの金額は、超えることはもう確実なんですよ。そういうことも踏まえて、ぜひここは見直しを考えていただきたいと思うんですが、課長、何か意気込みをよかったら聞かせてください。

○牧野交通政策課長　交通政策課でございます。

委員御指摘のとおり、長崎県、鹿児島県、両県につきましては、やはり、どうしても離島航路が多いというところもございますので、その関係で県が負担をしているということと認識をしております。

で、今委員御指摘のとおり、また、この牛深一蔵之元航路につきましては、船のリプレースが想定をされておまして、今後、その

辺りで多額の支出が出てくるということも認識をしております。

その中で、本県としましては、半島航路というところもありますけれども、委員の御指摘を踏まえつつ、地元自治体とよくコミュニケーションを取って、今後の対応について検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○池田和貴委員　ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

その中で、もう1点、ちょっと気になることがあります。

というのは、この国庫補助事業に指定をされるに当たっては、地域の協議会をつくらなきゃいけないんですけれども、この協議会の事務局を、鹿児島県の場合、長崎県の場合には、鹿児島県、長崎県が協議会の担当になってます。熊本県は、これは市町村に協議会の事務局を置いてるんですよ。これは、先ほど話したように、都道府県をまたがる航路なんで、いわゆる広域な道路なんですよ。例えば、九州西岸軸構想でいう三県架橋については、これは県のほうがたしか事務局持ってますよね。これは航路なんですけれども、基本的には同じような考え方だと思うんですけれども、この事務局の設置のこともちょっと考えてほしいんですけれども、そこはどういうふうに考えてらっしゃいますか。

○牧野交通政策課長　交通政策課でございます。

現状、熊本県の所管をしております、所管といいますか、エリアにございますその航路につきましては、現状、地元市町村がその協議会の窓口になっているという状況でございます。

で、ほかの九州他県においても、県が御指摘のとおり窓口を務めているところもあれば、一方で、地元市町村がそこになっている

というところもございます。現状の航路対策協議会につきましては、我々も構成員として参加をいたしまして、県全体のネットワーク、それから県境をまたぐところもありますので、その観点から、我々も意見、それから助言を申し上げているところでございますけれども、委員御指摘の点も踏まえまして、この点も地元市町村と協議の上、また対応については検討していきたいと思っております。

以上です。

○池田和貴委員 ぜひそこは考えていただきたいと思うのは、やはり、都道府県をまたがる航路になってるので、やっぱり全体を考えて協議をしていただく必要もかなりあると思うんですね。そのときに、やっぱり市町村にそこまで期待するのは無理なので、だから中に入っているということなんでしょうけれども、ただ、今の状況だと、やっぱり県がやってもらって、市町村に地元のことを聞くってやってもらったほうが、私は何か当たり前のような気がするので、ぜひそこは考えていただきたいと思います。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第46号、第49号、第57号、第60号、第67号から第77号まで、第95号及び第96号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第46号外16件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第46号外16件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が7件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○井上危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

報告資料の右上に①と書いてございます資料を御覧いただければと思います。

今般、沖縄県からの避難住民受入れ基本要領の中間整理の案を取りまとめましたので、御報告させていただきます。

まず、冒頭に留意点を記載いたしております。

この基本要領は、特定の有事を想定したものではないこと、2番目が、実際の事案における要避難地域や避難先の地域など、国からの避難措置の指示は、そのときの情勢や関係諸外国の意図などを勘案して総合的に判断されるもので、決まったものではないこと、3、現在国と最終調整中で、国において、九州、山口各県分を取りまとめの上、今月末に公表予定ということになっておりまして、県でも、あわせて、県のホームページで公表の予定でございます。

2段落目でございますが、沖縄県先島諸島

からの避難住民の受入れにつきましては、令和6年度から令和8年度の3か年をかけて検討を行っております。

令和6年度は、初期的な計画として、避難当初の約1か月間における必要な6つの事項を整理いたしております。

令和7年度は、中長期の避難を想定するなど、新たな事項について検討を行い、長期的な計画と併せて、受入れ基本要領の中間整理の案として取りまとめを行いました。

具体的な検討内容につきましては、資料、左の中段、3、令和7年度における検討内容に記載しているとおり、初期的な計画の具体的な検討のほか、要配慮者の受入れ調整、中長期の施設の供与、就学の再開及び就労の支援の4項目でございます。

資料の右の中段に、この検討に当たって国が設定いたしました避難元市町村と避難先の県の組合せを記載しております。

沖縄県先島諸島の住民約11万2,800人を九州、山口各県で受け入れるということになっております。

本県では、このうち、宮古島市の一部と多良間村の全部、計約1万2,800人を受け入れることになっております。

下段に検討のイメージ図を記載しております。

青色の点線で囲んでいる範囲が、昨年度、令和6年度の初期的な計画として検討を行ったもの、令和7年度は、オレンジ色の点線で囲んでおります要配慮者の受入れ調整と、ピンク色の点線の中長期の施設の供与、就学の再開及び就労の支援について検討を行っております。

検討結果を裏面に記載をしております。

まず、新たに検討を行った要配慮者の受入れ調整についてでございますが、沖縄県が、健康状態に応じて、要配慮者を7つに分類されております。その分類に応じまして、搬送の手段であったり、搬送の経路、受入れ施設

の種別、搬送時の付き添い人員について検討を行っております。

その結果、搬送に当たっての運転手や介護士の確保、健康状態の確認や受入れ施設までの一時収容先などの課題が上がっております。

次に、右側の中長期の施設の供与におきましては、自然災害時と同様に、賃貸型の応急住宅と県営住宅などの公的住宅を供与する手続について検討を行いました。

短時間で膨大な量の申込みや相談を処理する体制の構築、入居後の生活支援やコミュニティへの配慮などの課題が上がっております。

次に、左下の就学の再開におきましては、避難先地域の学校への転入学と避難元学校の教育活動再開の2パターンについて、必要な手続や役割などについて検討を行っております。

宮古島市の避難先が複数の県、市町村に分散することへの配慮や地域により教育課程が異なることへの配慮などの課題が上がっております。

最後に、右下の就労の支援では、主にワンストップで対応できる総合的な労働相談窓口の設置について検討を行っております。そのためのシステムの配備や避難住民の就労先までの移動手段の確保などの課題が上がっております。

これらの課題の対応を含めまして、令和8年度は、さらなる具体化の検討を行うということにいたしております。

危機管理防災課は以上です。

○吉仲国際課長 報告資料②をお願いいたします。

熊本県外国人材との共生推進アクションプランの概要について御説明申し上げます。

1に、趣旨、位置づけ、計画期間を記載しています。

全国的に外国人住民の急増による不安の声が見られます。一方、熊本県では、各産業や地域社会の貴重な担い手として多くの外国人が活躍しており、本県の活力を維持する上で必要不可欠な存在となっており、共生社会の実現に向け、諸課題への対応が求められています。

本プランは、多文化共生社会の実現や外国人材の受入れ環境整備について、熊本県外国人材との共生推進本部における各部局等の取組を体系的に取りまとめ、県民に分かりやすく発信するために策定するものです。

2の現状、課題を御覧ください。

ここでは、現役世代が減少する一方、外国人住民が増加していること、また、県北や八代地域に外国人が多く居住していることをグラフなどを用いて説明しています。

2ページを御覧ください。

現状、課題の続きです。

本県では、外国人を雇用する事業者数が4,404となり、10年間で約2,900増加し、10年前の3倍以上の数となっています。

一方、在留資格を技能実習から転籍可能な特定技能1号に移行する際、他県に転出する方が多い、全国での転出超過がワースト5位というデータがあり、県内定着が課題となっています。

資料後半では、本県の外国人労働者の割合を産業別に見たデータを記載しています。

本県では、全国に比して、農業、林業の割合が高いことが特徴と言えます。さらに、地域別に見ると、八代地域は農業、林業、菊池や球磨地域は製造業の現場で働く外国人が多いことが分かります。

3ページを御覧ください。

3に、取組の方向性を示しています。

多文化共生の推進と外国人材の受入れ環境を柱に、誰もが安全、安心に暮らせる社会と持続可能な熊本の発展を日本人住民と外国人住民が共創できるくまもとづくりを進める

旨、記載しております。

4には、展開する基本施策を記載しています。

第1の柱の多文化共生の推進では「ともに輝ける「共創」社会の実現」「安全・安心の環境づくり」「熊本で暮らすための支援」という3つのくくりにより、相互交流の促進や日本語教育の環境整備、外国人住民への防災や防犯、交通ルールの啓発、易しい日本語の普及などを展開します。

また、第2の柱の外国人材の受入れ環境整備では「外国人材から選ばれる」「熊本県で活躍する」「熊本県と繋がりつづける」の3つのくくりにより、外国人材の確保支援、適正かつ円滑な受入れに向けた企業支援、外国人材の職場環境、生活環境の整備、キャリアアップ支援や定着に向けた環境整備などを展開する旨を記載しております。

5のスケジュールには、策定までの経緯とこのアクションプランが令和10年3月末までの計画期間であることを示しています。

なお、本プランの全体版を、本定例会後、県ホームページに公表する予定です。

説明は以上です。

続きまして、報告資料③をお願いします。

台湾への職員派遣について御説明いたします。

新年度から、肥後銀行子会社の現地法人であります株式会社地方総研台北支店へ県職員1名を派遣することとしています。あわせて、熊本市からも職員1名が派遣される予定です。

台湾からの宿泊者数や台湾への県産農林畜水産物の輸出実績は過去最高を更新しました。また、熊本と台湾との直行便の相次ぐ就航、TSMC第2工場での3ナノ半導体製造発表など、熊本と台湾との交流はますます拡大しています。

来年度からは、台北への県職員派遣を通じて、熊本への企業誘致、県内企業の台湾進出

支援、インバウンド、航空路線の拡大、県産品輸出拡大などをさらに強力に推進したいと考えています。

あわせて、職員が台湾で得た経験やノウハウ及び人脈を帰国後に県業務に生かしてもらうことを念頭に、人材教育の機会としても活用していくこととしています。

説明は以上です。

○若杉地域振興課長 地域振興課でございます。

熊本県特定地域の振興に係る方針及び計画の策定について御説明いたします。

総務常任委員会資料④をお願いいたします。

熊本県過疎地域持続的発展方針及び熊本県山村振興基本方針につきましては、11月定例会の本委員会で御報告いたしましたので、その後の経過について御説明いたします。

最下段の4、策定スケジュールの過疎の欄をお願いします。

熊本県過疎地域持続的発展方針は、昨年12月に国との協議を終え、策定手続を完了し、現在ホームページで公表しているところです。県計画及び市町村計画につきましても、今年度中に策定を完了する予定です。

県方針は、次の2ページのとおりでございますので、後ほど御覧ください。

それから次に、山村の欄をお願いいたします。

熊本県山村振興基本方針は、昨年11月の本委員会で方針案を御報告した後、今年1月にかけてパブリックコメントを実施いたしましたが、基本方針案そのものに変更はございません。

今後速やかに策定手続を完了させ、国へ提出した後に公表する予定としております。あわせて、市町村計画につきましては、県との協議を今進めている状況でございます。

県基本方針は、3ページのとおりでございます

ますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に、宇土天草地域半島振興計画の概要についてです。

赤囲みしております3、宇土天草地域半島振興計画を御覧ください。

半島振興法は、昭和60年に議員立法として制定され、その後4度にわたり期限が延長されております。

昨年4月1日に施行されました現行法で、令和17年3月末が期限となっているところです。

(3)改正のポイントを御覧ください。

半島振興の目的に、半島防災、地方創生が追加され、都道府県の責務として、市町村相互間の広域的な連携の確保や情報提供等の援助の努力が追加されました。

(4)対象期間は、令和7年度からおおむね10年間としております。

次に、(5)位置づけを御覧ください。

半島計画は、半島振興法第3条に基づき、今回の法改正で新たに国が定めることになりました半島振興基本方針に基づき策定しております。

半島振興対象実施地域は、(6)にありますとおり、5市町が全域または一部指定を受けております。

次に、最下段の策定スケジュールの3段目、半島の欄を御覧ください。

現在、市町との協議を経て、国に計画を提出しておりまして、国において半島振興基本方針との適合について確認していただいている状況でございます。

今後、国からの通知を受け、速やかに改定手続を完了させまして、公表する予定としております。

4ページを御覧ください。

宇土天草地域半島振興計画(案)の概要についてをまとめております。

今回の半島計画の改定では、法改正や国の

基本方針に加え、社会情勢の変化や新たに策定しました県の基本方針、総合戦略、各種計画等を踏まえた変更を行っております。

赤字が今回の追加、変更した部分となります。

左側上段、Ⅰ、基本的な事項は、先ほど説明したとおりでございます。

Ⅱ、現状と課題の1、半島振興地域の状況にありますように、本県の指定状況は、宇土市、宇城市から成る宇土半島部と上天草市、天草市、苓北町から成る天草島嶼部の4市1町で構成されておまして、このうち、宇土市を除く3市1町は、いわゆる過疎法の適用を受けております。

課題ですけれども、人口減少と高齢化の進展により、労働力の確保や若年層の流出による地域経済の影響が懸念されており、また、令和7年8月豪雨からの復旧、復興を着実に推進していくことが求められているところであります。

Ⅲ、振興の基本的方向及び重点とする施策、資料、左下を御覧ください。

法改正を踏まえ、2つ目の重点施策に人材確保、育成を加えました。

次に、右側、Ⅳ、振興計画を御覧ください。

半島振興法4条に基づき、15項目について記載しております。

主な変更点を御説明します。

Ⅰ－1には、八代・天草シーライン構想等を追記しているところでございます。

それから、Ⅰ－2、都市・生活環境の整備では、持続可能な地域づくりの推進を、Ⅱ－1、産業の振興では、食のみやこ熊本の創造に向けた取組を、Ⅱ－2、観光の開発では、サイクルツーリズムの推進を、Ⅱ－5、移住・定住及び二地域居住の促進、人材育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保では、移住、定住、二地域居住を促進するための環境整備や情報発信等を、Ⅲ－1、

医療の確保では、医学生の確保や医師の養成、Ⅲ－2、高齢者の福祉及び児童の福祉その他の保健・福祉の増進では、こどもまんなか熊本の実現に向けた取組を入れております。Ⅲ－3、介護サービス及び障害福祉サービス等の確保では、介護人材の確保等を、Ⅲ－5、再生可能エネルギーの利用の推進では、2050年ゼロカーボンを目指した再生可能エネルギーの普及促進等を、Ⅲ－6、国土保全施設等の整備及び防災体制の強化では、マイタイムラインの作成支援、地区防災計画の策定等の推進に取り組むこととしております。

地域振興課からは以上です。

○牧野交通政策課長 交通政策課でございます。

右上に総務常任委員会報告資料⑤と記載してございます阿蘇くまもと空港ライナー検討資料を御覧ください。

(1)の空港ライナーの現状についてでございます。

空港ライナーは、阿蘇くまもと空港を核といたしまして、周辺地域の活性化並びに創造的復興を目指す大空港構想の下、空港利用者を対象に、空港から最寄りの鉄道駅でございますJR肥後大津駅までの間を無料で移動できる空港サービスといたしまして、平成23年に試験運行を開始し、平成29年に本格運行に移行してございます。

空港需要の高まりですとか、空港ライナーの浸透によりまして利用者が増加をしております、今年度は、約17万人程度の利用が見込まれるところでございます。

このような現状におきまして、(2)の空港ライナーの課題でございますけれども、1つ目の利用者数の増加に対応した輸送力の強化を図る必要があるということ、現状、複数便、応援便も出したりもしてございますけれども、積み残しで行列で待っていただい

る方がいらっしゃるというような状況も発生してございます。

また、2つ目の昨今の物価、人件費上昇の中でも安定運行をするための経費の確保をする必要があるということ、それから、3つ目の将来の空港アクセス鉄道開業を見据えまして公共交通としての再定義、これまでの空港サービスとしての位置づけから、JR豊肥本線の利用を前提とした空港アクセス手段を担う公共交通として再整理をしまして、その機能の充実と持続可能性を高める運用の見直しを行う必要があるというふうに考えてございます。

このため、空港ライナーにつきましては、今後の安定的な運行に向けまして、今年夏頃を目途に有料化するとともに、さらなる利便性の向上を実現し、好調な需要に対応できるように取り組んでまいります。

なお、運賃でございますけれども、利用者を対象としたアンケート結果などを踏まえまして、まず、1人当たり片道200円から始めることを想定してございます。こちら、まず200円から始めて、需要の変化がどうなるのかというところをきちんと見極めていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、右上に総務常任委員会報告資料⑥と記載してございます熊本県地域公共交通計画(素案)概要版を御覧ください。

こちら、熊本県地域公共交通計画の計画期間が今年度末で満了いたしますことから、次期計画を策定することとしてございまして、12月の本委員会におきまして御報告した計画の骨子に基づき、このたび計画の素案を取りまとめましたので、御報告をいたします。

前回の骨子の内容から、計画の位置づけですとか、対象地域、計画期間、目指す公共交通網の姿、目指す将来像に変更はございません。

また、その下の計画の目標についてでございますが、10年後の公共交通2倍、それから

交通空白地ゼロを目指しまして、まず、その中間地点に当たるこの計画期間の5年後、5年間でどこまで目指すのかというサービス水準の目安を設定しまして、具体的な数値を入れてございます。

右下の地図において赤線で示しているのが熊本中心部を主にしております都市圏幹線、それから、緑線で示しているのが地域の拠点同士を結ぶ地域幹線でございますけれども、足元では、運転士不足などによる減便、路線廃止によりサービス水準が下がっている流れを何とか反転させて、さらに輸送頻度を高めるべく、それぞれ令和6年度に比べて最低でも1.3倍を目指すということを設定してございます。

また、水色の線、各市町村内の域内で運行されておりますコミュニティ交通につきましては、その運行形態が多様であること、また、事前予約が必要なデマンド型について、前日までの予約がなければ利用できないといったケースも存在していると承知をしてございますので、1時間、60分以内で何とかアクセスできる水準まで引き上げていくということを目標として定めているものでございます。

なお、地域によって公共交通に対する実情は異なりますので、路線別のサービス水準については、来年度以降、県が支援をする形で、市町村や事業者、住民などで協議をいたしまして、この計画の目標も意識いただきながら、決定をしていく想定でございます。

続いて、裏面をお願いいたします。

計画の基本的な方針と目標達成のために実施する施策、事業を記載してございます。

こちらにも内容に大きな変更はありません。

まず、スクールバスなどの交通以外の分野の輸送資源も含めました既存の資源の最大限の活用を図った上で、それでも足らざるものについては、各モードの利便性の向上、運転士の確保、それから自動運転技術の検討、導

入など、積極的な投資を行い、供給力や持続可能性を引き上げること、また、あわせまして、必要な体制整備や財源の確保の調査研究にも取り組んでいくという、この3つの方針を掲げてございます。

また、その下では、計画の達成状況を評価する指標として、5年後のK P Iを設定してございます。

このうち、公共交通の利用者数につきましては、先ほど触れたサービス水準を1.3倍に引き上げることが念頭に、最低限達成すべきものとして、具体の数値を設定してございます。

また、公共交通に対する公的資金投入額につきましては、県のみならず、国や市町村の投資額も含めておりますけれども、こちらもサービス水準を同水準に引き上げることが念頭に、最低限必要な金額として設定をしているものでございます。

また、一番下の公共交通の県民満足度につきましては、減便や路線廃止などが相次いだことに加えまして、令和6年度におきまして、県内バスにおける全国共通I Cカードの利用停止発表を受けまして、かなり低い数値となつてございますけれども、この計画に基づきまして、サービス水準の引上げのほか、利便性の向上など、積極的に取り組むことで、満足度も着実に引き上げてまいります。

以上が計画の素案の内容でございます。

今後、3月16日に開催予定の熊本県地域公共交通協議会における計画の最終案の承認をもちまして、年度内に次期計画を策定する予定としてございます。

交通政策課は以上です。

○甲斐政策監 球磨川流域復興局でございます。

報告資料⑦をお願いいたします。

本件につきましては、明日の建設常任委員会でも同様に御報告いたします。

まず、1、「緑の流域治水」の主な取組状況の、(1)新たな流水型ダム of 事業の方向性・進捗を確認する仕組みについてです。

昨年12月20日に、1年ぶりとなる第4回会議を開催しました。

会議では、川辺川に建設予定の新たな流水型ダム of 事業の進捗や環境保全措置の具体的な取組、球磨川流域の森林の整備、保全等について、国、県の説明と有識者の解説を行い、流域住民の皆様と確認しました。

会議の内容等は、県ホームページに掲載するとともに、2月21日に熊本日日新聞及び人吉新聞で広報を実施し、広く県民の皆様周知しております。

次に、(2)環境保全対策アドバイザー会議についてです。

この会議は、今後取り組んでいく流水型ダムの環境保全措置等について、有識者から助言をいただき、実際の取組に反映していくものです。

2月20日に、今年度第2回会議を開催し、魚類、動物、植物、昆虫など、各分野の有識者から御意見を伺いました。

続いて、資料の裏面を御覧ください。

国が管理する球磨川本川の河川整備と連携して、県が管理する支川でも河川整備を進めております。

一例を御紹介しますと、右側イメージ図のように、相良村の廻地区において、村事業と連携して河川護岸工事を進めております。

続いて、(4)「緑の流域治水」に関する五木村職員研修会についてです。

2月19日に、五木村の主催により初めて開催され、国、県、村から、村の職員に向けて、流水型ダムを含む緑の流域治水の村内での取組を中心に御説明しました。

引き続き、緑の流域治水に対する理解がさらに深まるよう、様々な情報発信に努めてまいります。

続いて、球磨川流域の創造的復興に関し、

2点御報告します。

2月14日に、令和2年に被災した八代市坂本支所周辺が、敷地一帯をかさ上げして再建されました。坂本支所は、コミュニティーセンター及び診療所を併設するなど、地域住民の生活を支える新たな拠点となるものです。

最後に、流域全体を丸ごと博物館と見立てる球磨川リバーミュージアム構想についてです。

3月1日に、関係の皆様にご参加いただき、キックオフフォーラムを開催しました。

今後、観光モデルコースづくりやモニターツアーで取組を具体化してまいります。

報告は以上です。

○中村亮彦委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。

まず、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました令和7年度総務常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり案を作成いたしましたので、御説明いたします。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で委員から提起された要望、提案等の中から、取組が進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について御一任いただきましたので、副委員長及び執行部と協議し、当委員会としては、8項目の取組を上げた案を作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査、検討を続けておられますが、これらの項

目を特に具体的な取組が進んでいるとして取り上げました。

それでは、この案につきまして、何か御意見等はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 それでは、この案でホームページへ掲載したいと思います。

なお、掲載までに簡易な文言の修正や最新データへの時点修正等がありましたら、委員長に一任いただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、委員の皆様からその他で何かありましたら、質問をお受けいたします。

委員から何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第9回総務常任委員会を閉会いたします。

午後0時4分閉会

○中村亮彦委員長 なお、本年3月末をもって役職定年等の方が、本日8名出席されております。

それぞれ一言だけ挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 それでは、1人ずつ、一言だけで結構ですので、お聞かせいただければと思います。

（千田総務部長～下崎議事課長の順に退任挨拶）

○中村亮彦委員長 お疲れさまでございました。

なお、今年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

本年度最後の委員会でございます。また、インターネットのスイッチも切られているということでございますので、一言だけ御挨拶を申し上げたいと思います。

まずは、委員各位におかれましては、県政の抱える重要な諸課題につきまして、終始熱心な御審議を賜り、本当にありがとうございました。

また、知事公室長、総務部長、企画振興部長をはじめ、執行部の皆さんにおかれましては、丁寧な説明と御答弁をいただき、心から厚く御礼を申し上げます。

また、先ほど御挨拶をいただきました、この3月をもって勇退される方々におかれましては、長い間県政に携わっていただき、誠に御苦労さまでございました。今後とも、県政発展のためにお力添えをいただきますようよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

県政に今度からまたしっかり応援もしていただきたいですが、この退職の皆様方におかれては、それぞれの道がこれからあるというふうに思います。穏やかに過ごされる方もおられれば、また、新しい進路に、また新しい世界で御活躍をされる方々もおられるかというふうに思います。

この点につきまして、もう本当にしっかりこれまでの経験を生かして、これからも確実に、また一步一步歩んでいただきたいというふうに願うところでありますけれども、これも、ぜひ、御壮健のまま、しっかりと、日頃の生活態度も——私が言うことではありませんが、生活態度も見直しながら、これからまた頑張っていたいただきたいというふうに思うわけでございます。

実は、私も、今回の議会は、3週間ぐらいになりますけれども、ちょうど議会が始まりましたときに、やっぱり、健康というのは、

ふだん当たり前に感じているところでありますけれども、ちょっと熱が出たとか、あるいは、もうちょっとどっかが痛いというだけで、もう毎日が本当面白くなります。

で、私、3週間ぐらい前に、実は、私自分でごっだまと呼んでるんですが、股間のところに、にきびのちょっとでっかいのができまして、もう非常に痛い思いをしました。どれぐらい痛いのか、説明しないと皆さん分からないと思うので、大体、女性が出産するときの15倍ぐらい痛いというふうに言われております。こすれたりいろいろしまして、非常に痛い、しかし、3週間の間、苦しい顔も見せないで、にこにこ笑って過ごしたところでございますけれども、もう、大分そこからうみが飛び出し——すみません。お食事前に大変申し訳ないんですが、うみが飛び出しまして、もう大分完治に向かっておるところであります。

そういうところも、もうちょっと何かあるだけで、人生、毎日が、エブリデーが変わってまいりますので、ここのところを皆さん気をつけて過ごしていただきたいなというふうに願うところであります。

総務常任委員会が、ちょうど1年ぐらい前、お見知り会のあの夜から、皆様方と一緒に過ごさせていただいたわけでありまして、一番印象に残るのは、やっぱりあの関西の管外視察であります。いろんな方々といろんな懇親を深めながら、そして夜も、調子に乗って飲んでおりましたら、眼鏡をなくしまして、随行していただいた職員の方々が、これを全力で探していただきまして、もう特に大阪市内のあのにぎやかな街のど真ん中のうどん屋で忘れてたわけでありまして、どこのうどん屋でだったか全然覚えてないんですね。全然覚えてないけれども、その次の日に血眼になって探していただきまして、そして今——実はこの眼鏡であります、今もまだ使っているところであります。

これから、いろいろ残られる執行部の皆さん方おられるというふうに思いますので、私が廊下で眼鏡かけとったら、あのときの大阪の眼鏡ばいというようなことで、皆さんと一緒に、この眼鏡とともに、これからも全力で県政に携わってまいりたいと考えておるところでございますので、どうか御理解賜りますよう心からお願い申し上げます。

それでは、皆様方の御健勝と御多幸、そして御活躍を御祈念申し上げまして、最後の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

次に、前田副委員長からも一言だけ御挨拶をお願いしたいと思います。

○前田敬介副委員長 皆様、お疲れさまでございます。

この1年間、中村委員長の下で委員会運営に携わらせていただきました。委員の皆様本当にありがとうございました。

そして、執行部の皆様におかれましても、真摯に対応していただきありがとうございます。

先ほど、御勇退される方の御挨拶がありました。8名の皆様、本当に、熊本県政の発展のために御尽力いただきましたことに心より感謝申し上げます。ありがとうございます。引き続き、熊本のためにお力添えをいただければと思います。

1年間、本当にありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

午後0時18分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長